

嵐山町

子ども読書活動推進計画



【嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」】

平成30年4月

嵐山町教育委員会

はじめに

嵐山町では「第5次総合振興計画」の施策のひとつとして、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」を掲げました。町の未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長する社会を目指そうというものです。

読書はその実現に重要な役割を持っています。子どもは読書によって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにして生きる力を身につけていきます。

しかし近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、携帯情報端末やインターネットに代表されるデジタル情報の普及など様々な要因により、子どもの読書離れが指摘されています。

次代を担う子どもたちを心豊かに育てるためには、すべての子どもがいつでも、学校や家庭などあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、大人たちが読書に親しむ機会の提供や読書環境を整えていく必要があります。

このため、当町では「子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。嵐山町の歴史・文化を背景に、子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み、健やかに力強く生きていくことを願っています。

本計画の推進にあたり、ご協力いただきました学校関係者、児童生徒の皆様、またご審議いただきました嵐山町図書館協議会の皆様はじめ、多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成30年 4月

嵐山町教育委員会

嵐山町子ども読書活動推進計画

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の目的	1
2	国・埼玉県の動向	1
3	計画の対象	1
4	計画の期間	1
第2章	読書の現状と課題	2
第3章	計画の基本方針	6
1	基本方針	6
2	計画の成果目標	6
第4章	読書活動推進のための具体的な方策	7
1	家庭	7
2	学校	8
3	町立図書館	9
【資料編】		
1	嵐山町子どもの読書アンケート調査結果	13
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
3	文字・活字文化振興法	23

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

子どもを有意義な読書活動に導くためには、子どもが成長していくあらゆる場で早期から環境を整えていくことが大切です。

当町ではこれまでも、子どもに係る様々な場で、子どもの読書活動の推進を行ってきました。その成果や課題を検証・抽出し、体系化することによって、今後さらに子どもの読書活動を推進するために、当計画を策定しました。

2 国・埼玉県の動向

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その後、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画が定められました。

埼玉県においても、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、その後、平成21年3月に第二次計画、平成26年7月に第三次計画が定められました。

3 計画の対象

この計画の対象となる「子ども」とは、0歳からおおむね18歳とします。

4 計画の期間

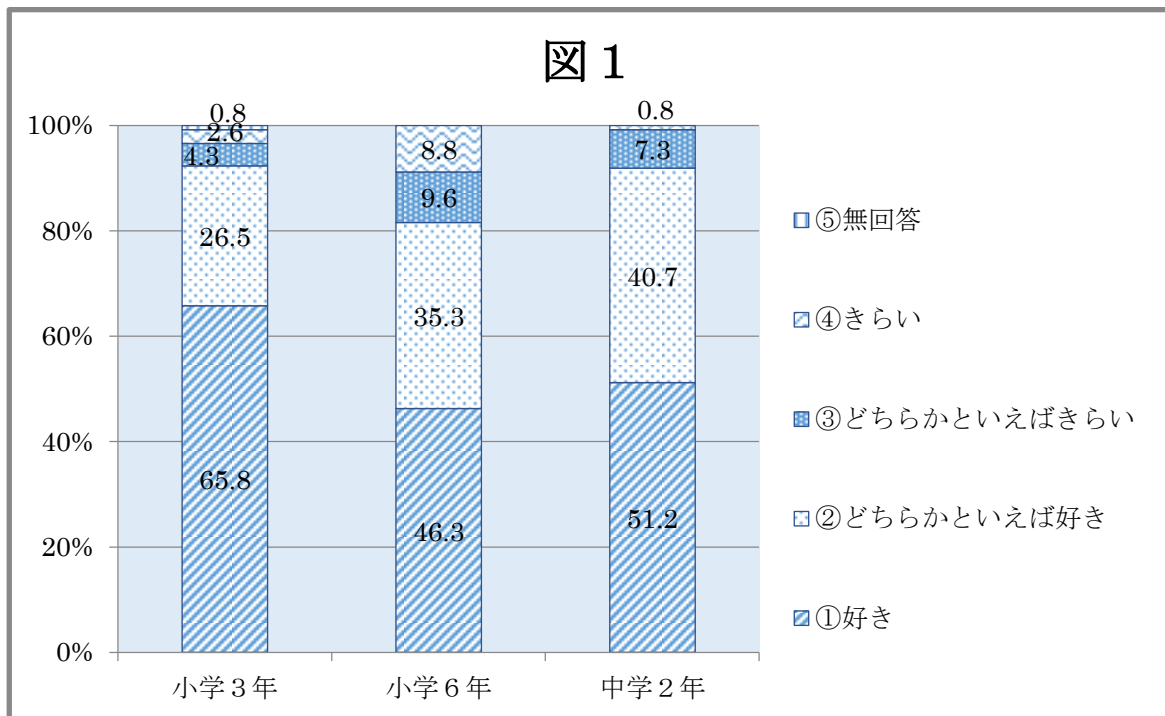
この計画は平成30年度から5年間とします。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 読書の現状と課題

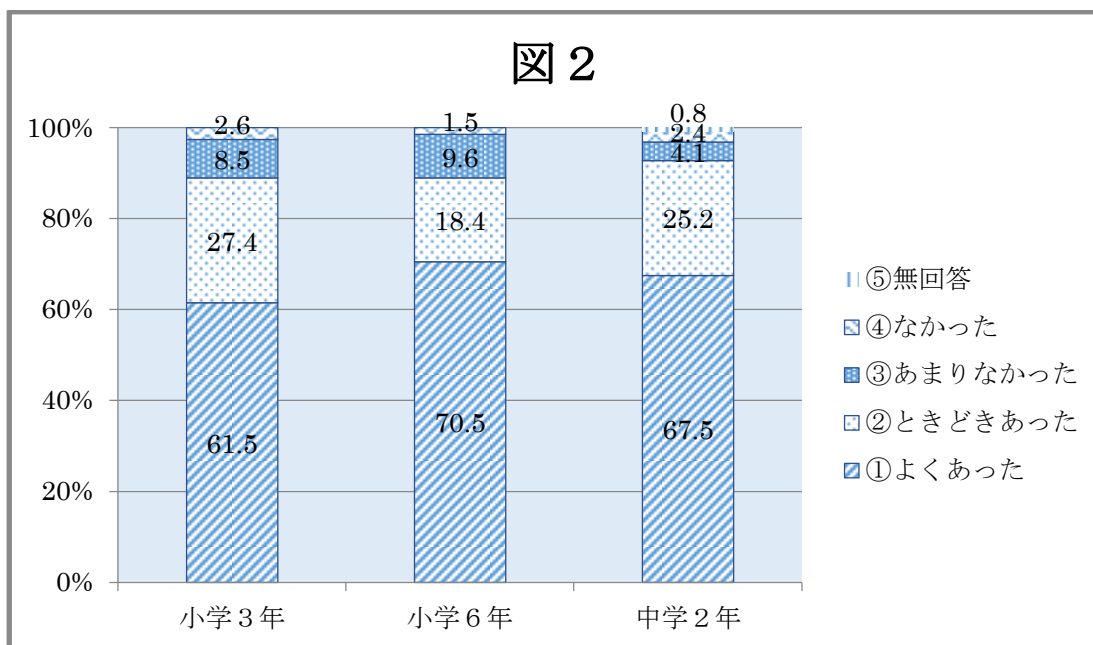
嵐山町では、町内の子どもたちの読書活動の現状を把握するため、平成29年9月に、町内公立小学3・6年生、中学2年生を対象に「嵐山町子どもの読書アンケート」を実施しました。（詳細は13～20ページ参照）

主な結果は次のとおりです。

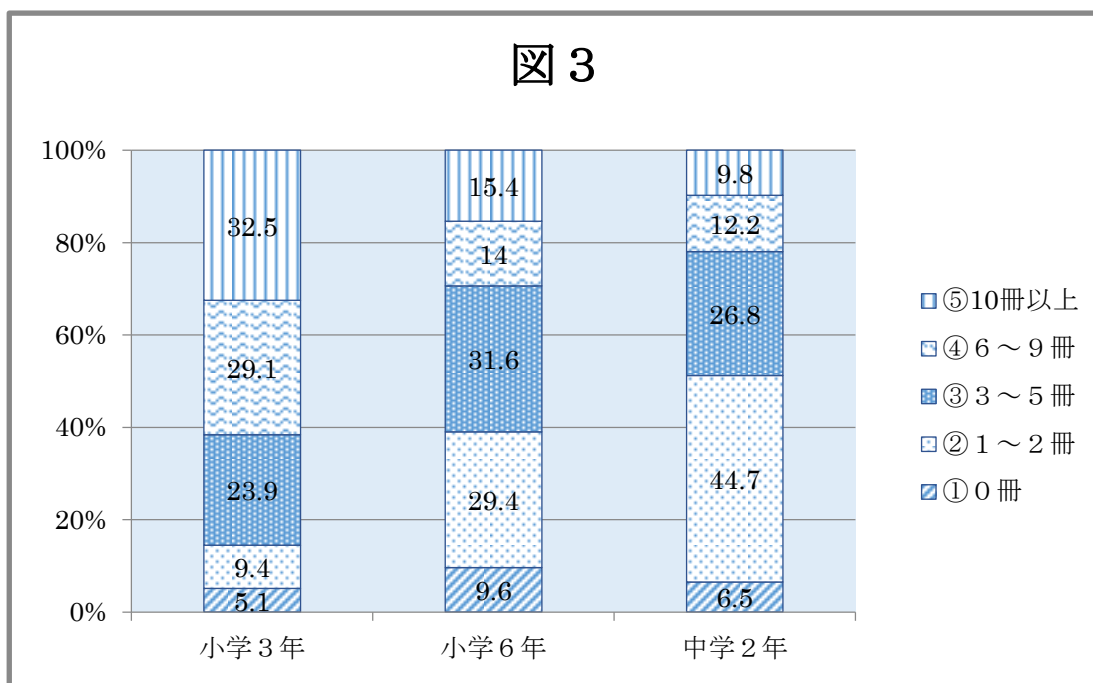
「あなたは本を読むことが好きですか？」（図1）の問は、「好き」「どちらかといえば好き」を合わせると、どの学年においても80%を超える高い割合になりました。一般的には、学年が上がるにつれて、読書好きの割合が減少する傾向にあります。ただし、今回の調査では、小学3年生は92.3%、6年生は81.6%と10%以上減少し、中学2年生では10%以上増加して、91.9%となっています。この原因については不明ですが、今後もこの高い水準を維持する必要があります。



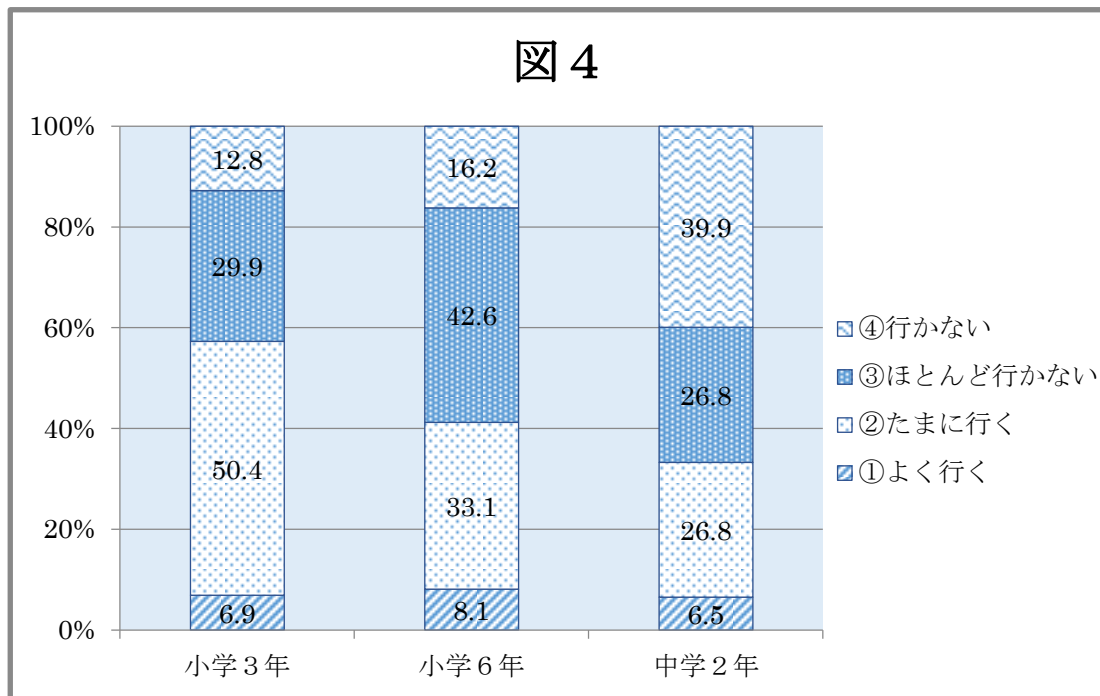
「あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか？」（図2）の問は、「よくあった」「ときどきあった」を合わせると、どの学年においても90%程度と高い割合になりました。ブックスタート（童ごごち）などの事業の取組の効果が現れていると考えられます。今後もこの高い水準を維持する必要があります。



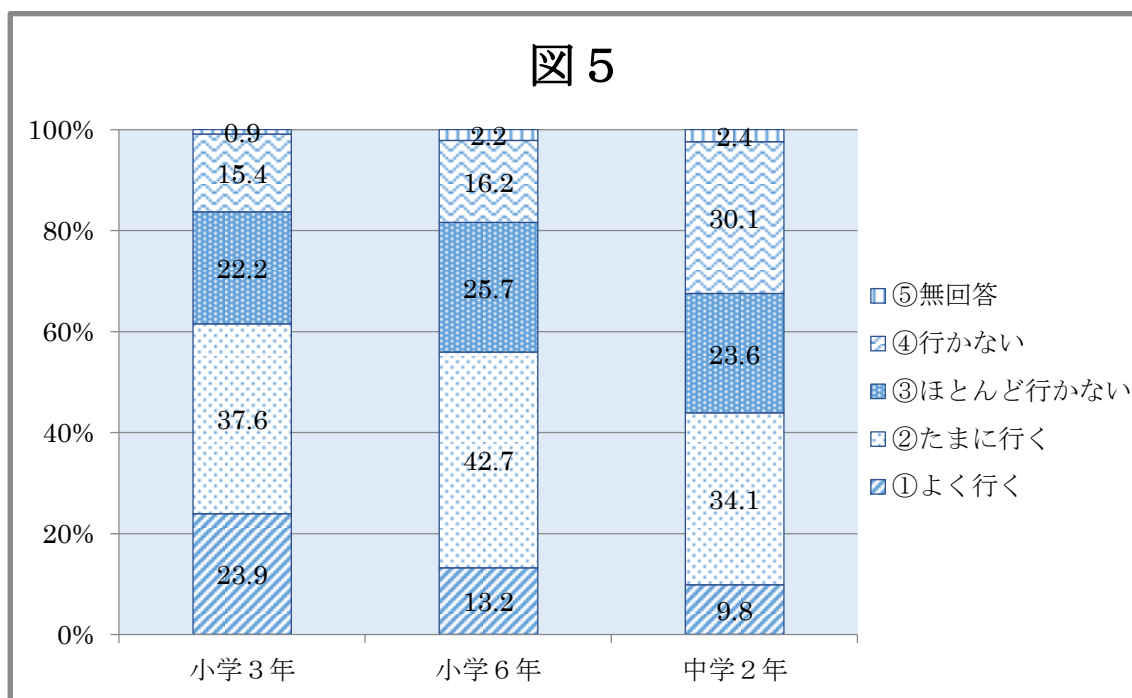
「あなたは9月に何冊本を読みましたか？」（図3）の問は、3冊以上読むと答えた割合は、小学3年生が85.5%、小学6年生が61%、中学2年生が48.8%となっており、「0冊」「1～2冊」の割合は小学3年生が14.5%、小学6年生が39%、中学2年生が51.2%となっています。学年が上がるにつれて、本の読む冊数が減少する傾向があります。



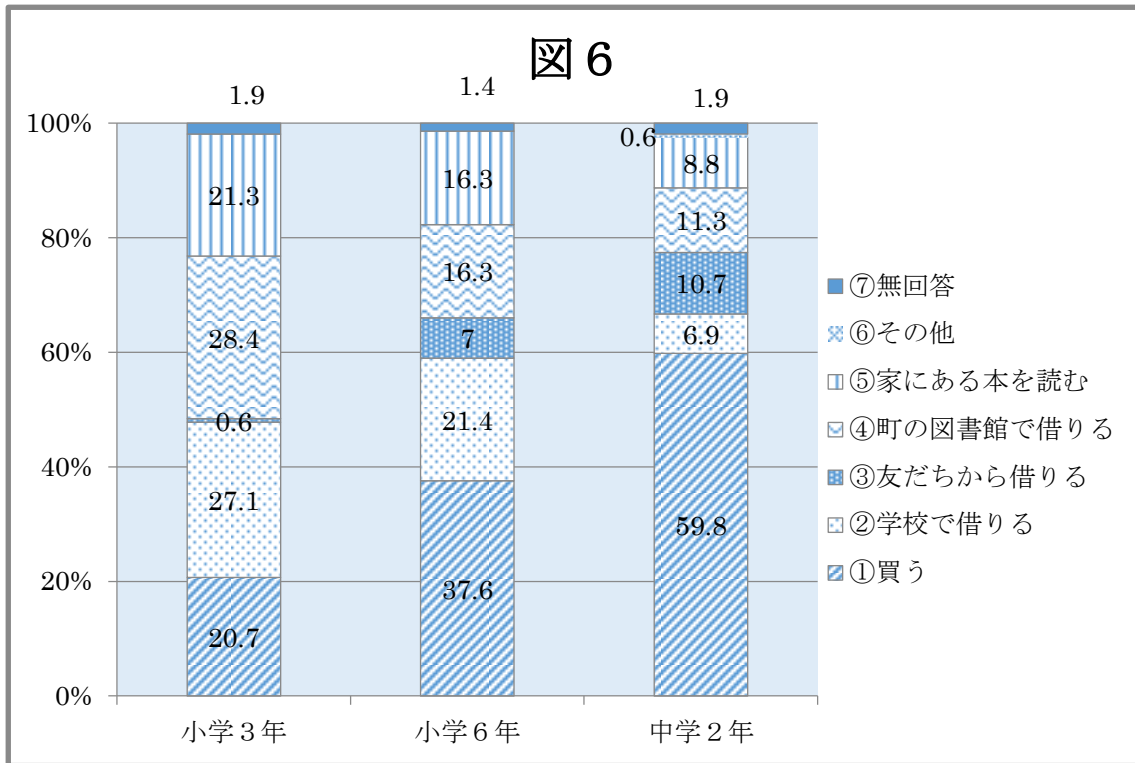
「休み時間に学校の図書室に行きますか？」（図4）の問は、「よく行く」「たまに行く」と答えた割合は、小学3年生が57.3%、小学6年生が41.2%、中学2年生が33.3%となっており、学年が上がるにつれて図書室の利用が減少する傾向にあります。



「あなたは、町の図書館に行きますか？」（図5）の問は、「よく行く」「たまに行く」と答えた割合は、小学3年生が61.5%、小学6年生が55.9%、中学2年生が43.9%となっており、学年が上がるにつれて町の図書館の利用が減少する傾向にあります。



「あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか？」（図6）の問は、「学校で借りる」「図書館で借りる」が、学年が上がるにつれて減少しています。代わりに「買う」が大幅に増加していますが、子どもの購買能力はそんなに高くないと思われるので、やはり読む冊数は減少する傾向であることが伺えます。



【まとめ】

近年、読み聞かせについてはかなり普及してきており、子どもたちの約90%は幼い頃に読み聞かせをしてもらった経験があります。その結果、どの学年も80%以上という高い割合の子どもたちが、読書が「好き」もしくは「どちらかといえば好き」と回答しています。しかし学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向が見られ、学校図書室や町立図書館の利用も中学生になると大幅に減少しているのが現状です。本の入手方法も、自分で買う割合が多くなります。

この結果から、今後は幼児期からの読み聞かせをさらに推進することと、身近に本を利用できる環境整備、本を読む時間の確保、そして自分で本を選ぶ目を養うための支援などが課題と言えます。

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

「嵐山町子ども読書活動推進計画」では、次の3つを基本方針として、子どもの読書活動の推進を目指します。

- ① 子どもが本に親しむための機会の提供と環境づくり
- ② 家庭・学校・地域の連携と協働
- ③ 子どもの読書活動の普及・啓発

2 計画の成果目標

計画の推進にあたり、次の3項目を5年後の目標に掲げ、3年ごとに進捗状況を把握し、達成度を確認していきます。

- ① 読書好きの子どもを増やします。
本を読むことが「好き」と答える子どもの割合を増やします。

平成29年度3学年平均 約54.4%^(※1) → 60%以上

- ② 学校の図書室に「よく行く」「たまに行く」と答える子どもの割合を増やします。

平成29年度3学年平均 約43.9%^(※1) → 50%以上

- ③ 町立図書館での児童書の貸出冊数を増やします。
1年間の町立図書館での児童書の子ども1人当たりの貸出冊数を増やします。

平成28年度 約10.7冊^(※2) → 12冊以上

(※1) 町内の小学3年生・6年生、中学2年生を対象に、平成29年10月実施のアンケート調査結果による平均値

(※2) 年間の児童書の貸出冊数(団体を含む)÷年度末現在0～18歳人口
児童書には、ヤングアダルトを含みます。

第4章 読書活動推進のための具体的な方策

1 家庭

〈現状〉

子どもの読書活動は、家庭での読書習慣により、質、量ともに大きな違いが出てきます。家庭の中に本があるということ、保護者が自ら本を楽しんでいること、子どもと保護者が一緒に本を楽しんだ経験があるということは、子どもの成長に大きく関係があると言われていますが、その必要性が保護者全員には知られていない状況にあります。また保護者自身も読書離れの傾向にあります。

〈課題〉

保護者が子どもの読書の大切さを認識し、ともに家庭で読書を楽しみ、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。

〈取組〉

(1) 家庭での取組の推進

子どもが乳幼児期から本にふれることができる環境を整え、図書館から配布されるブックリストや読書手帳を活用し、良書を子どもに読み聞かせます。テレビやスマートフォンなどの使用を控え、大人も自ら本を読み、家族で読書を楽しむ習慣をつくります。

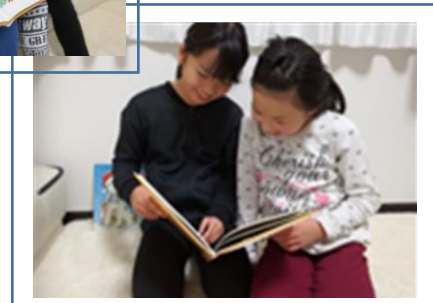
(2) 各種おはなし会への積極的な参加の推進

図書館や子育て支援施設などで行われるおはなし会や講座に積極的に参加し、子どもが本とふれあう機会を増やします。

家庭での読書



ちいさいさんのおはなし会



2 学校

〈現状〉

小中学校では、授業前の朝の読書活動を実施するなど、子どもが本に親しむ工夫をしています。町の学校司書職員が各校を巡回し、図書室の整理や本の整備を行っています。

小学校については、学期ごとに図書館の本を団体で利用しています。

〈課題〉

全ての子どもにとって身近な学校図書室ですが、本や施設の不備、劣化が著しく、その改善が急務です。また、開室時間の拡大や資料の積極的な紹介など、学校生活の中でもっと活用されることが求められます。内容の充実を図るとともに、子どもが本と出会う機会と子どもを読書活動に導く人材を増やすことが必要です。

〈取組〉

(1) 図書室の整理と充実

司書教諭、学校司書を中心に、現在の図書室の整理を進めます。具体的な選書の方針を定めて、それぞれの学校に合ったバランスの良い蔵書を構築します。図書の配架の仕方や掲示物など、児童・生徒も参加して、楽しく利用しやすい環境を整えます。

(2) 図書館、ボランティア団体等との連携

保護者やボランティア等による読み聞かせ、図書館員によるブックトークなど、地域の支援協力体制をつくります。



学校図書室

ボランティアによる読み聞かせ



3 町立図書館

〈現状〉

毎月、子どもの年代別におはなし会を行っています。幼稚園、保育園、小学校に対して定期的に団体貸出をしています。乳幼児については、3・4か月健診のときに絵本の読み聞かせと本のプレゼントを行い、保護者の啓発を行っています。子育て支援事業に絵本や紙芝居を貸出ししています。

〈課題〉

来館するのは読書習慣のある家庭の子どもや、家が近い子どもに偏ってしまう傾向があります。全ての子ども利用を推進していく必要があります。中学生、高校生に対しても積極的な支援事業を行っていくことが求められます。

〈取組〉

(1) 蔵書の充実・環境整備

基本図書に加え、多様な本の選定・収集に努め、季節ごとにテーマを決めての展示や図書館員のすすめる本の紹介を行うなど、豊かな読書環境の創造に努めます。

おすすめ本コーナー



展示コーナー



(2) 幼稚園・保育園への支援

幼稚園・保育園や子育て支援施設との連携を深め、乳幼児期から子どもが読書に親しめるように、団体貸出や読み聞かせなどを行います。



幼稚園のお誕生会

幼稚園おはなし会



(3) 学校への支援

学校との連携を強化し、学校図書室の整備と内容の充実を支援します。また、団体貸出や図書館員によるブックトークなども行います。授業や行事に必要な本の選書・貸出を推進します。児童・生徒の見学や社会体験を積極的に受け入れます。

(4) 自主的な読書活動の支援

広報等でのおすすめの本の紹介、ブックリストや読書手帳・読み聞かせ手帳の配布など、自主的な読書活動を支援します。



読書手帳



読み聞かせ手帳



ブックリスト

(5) 子育て支援サービスの推進

館外に出張しての読み聞かせ活動や、子育て支援施設への定期的な団体貸出など、サービスの範囲の拡大に努めます。

(6) 人材の育成

職員を児童サービスに関する研修等へ積極的に参加させ、技能の習得を図ります。読み聞かせなどを学ぶ講座等を開催し、新たなボランティアを育成します。また、ボランティアに積極的に研修等の参加を促し、その支援を行います。



幼稚園のお誕生会

ボランティアによるおはなし会



資料編

嵐山町子どもの読書に関するアンケート調査結果

嵐山町子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、子どもたちの読書活動の現状を把握するため、「嵐山町子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。

●調査期間

平成29年9月28日（木）～平成29年10月6日（金）

●調査対象

町内公立小学校3年生	117人
// 6年生	136人
<u>町内公立中学校2年生</u>	<u>123人</u>
合計	376人

◇◇嵐山町子どもの読書に関するアンケート調査結果◇◇

質問1 あなたは本を読むことが好きですか？

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①好き	65.8	46.3	51.2
②どちらかといえば好き	26.5	35.3	40.7
③どちらかといえばきらい	4.3	9.6	7.3
④きらい	2.6	8.8	0.8
⑤無回答	0.8	0	0
計	100	100	100

質問2 あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか？

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①よくあった	61.5	70.5	67.5
②ときどきあった	27.4	18.4	25.2
③あまりなかった	8.5	9.6	4.1
④なかった	2.6	1.5	2.4
⑤無回答	0	0	0.8
計	100	100	100

質問3 あなたは、9月に何冊本を読みましたか？

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①0冊	5.1	9.6	6.5
②1～2冊	9.4	29.4	44.7
③3～5冊	23.9	31.6	26.8
④6～9冊	29.1	14	12.2
⑤10冊以上	32.5	15.4	9.8
⑥無回答	0	0	0
計	100	100	100

質問4 質問3で、「0冊」を選らんだ人は、教えてください。読まなかったのはなぜですか？[いくつでも]

(人)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①本が好きではないから	1	3	1
②読みたい本がないから	1	6	1
③勉強・塾が忙しいから	2	1	1
④テレビ・DVDをみるから	1	7	2
⑤ゲームをするから	1	8	1
⑥友だちと遊ぶから	0	5	2
⑦その他	0	3	1
計	6	33	9

質問5 あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか？

(人)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①自分の家	73	78	66
②学校	46	67	72
③図書館	11	10	5
④その他	4	2	3
計	134	157	146

質問6 休みに学校図書館に行きますか？

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①よく行く	6.9	8.1	6.5
②たまに行く	50.4	33.1	26.8
③ほとんど行かない	29.9	42.6	26.8
④行かない	12.8	16.2	39.9
⑤無回答	0	0	0
計	100	100	100

質問7 質問6で「行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？
[いくつでも]

(人)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①本が好きではないから	2	12	5
②読みたい本がないから	7	2	13
③委員会や部活動で忙しいから	1	9	4
④友だちと遊ぶから	6	8	18
⑤本は買って読むから	0	2	12
⑥その他	0	0	5
計	16	33	57

質問8 あなたは、町の図書館に行きますか？

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①よく行く	23.9	13.2	9.8
②たまに行く	37.6	42.7	34.1
③ほとんど行かない	22.2	25.7	23.6
④行かない	15.4	16.2	30.1
⑤無回答	0.9	2.2	2.4
計	100	100	100

質問9 質問8で「行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？
[いくつでも]

(人)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①本が好きではないから	0	4	1
②読みたい本がないから	1	8	12
③勉強・塾が忙しいから	4	5	5
④テレビ・DVDをみるから	3	6	3
⑤ゲームをするから	3	6	6
⑥ケータイ・スマホをするから	2	5	8
⑦友だちと遊ぶから	4	6	5
⑧本は買って読むから	6	3	12
⑨図書館が遠いから	4	3	9
⑩その他	0	0	7
計	27	46	68

質問10 あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか？

(%)

回 答	小学3年	小学6年	中学2年
①買う	20.7	37.6	59.8
②学校で借りる	27.1	21.4	6.9
③友だちから借りる	0.6	7	10.7
④町の図書館で借りる	28.4	16.3	11.3
⑤家にある本を読む	21.3	16.3	8.8
⑥その他	0	0	0.6
⑦無回答	1.9	1.4	1.9
計	100	100	100

◇◇◇嵐山町子どもの読書に関するアンケート◇◇◇

ちしき もりらんざんちやうりつとしよかん
知識の森嵐山町立図書館

○このアンケートは、嵐山町子ども読書推進計画の策定にあたり実施するものです。

きやうりよく ねが
ご協力をお願いします。

しょうがっこう ねんせい おとこ おんな
_____小学校 _____年生 男・女

(がっこうめい がくねん せいべつ のみご記入してください。)

※あてはまるところに○をつけてください。

しつもん
質問1 あなたは本を読むことが好きですか？

- ①好き ②どちらかといえば好き ③どちらかといえばきらい ④きらい

しつもん
質問2 あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか？

- ①よくあった ②ときどきあった ③あまりなかった ④なかった

しつもん
質問3 あなたは、9月に何冊本を読みましたか？

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

- ①0冊 ②1～2冊 ③3～5冊 ④6～9冊 ⑤10冊以上

しつもん
質問4 質問3で、「①0冊」を選んだ人は、教えてください。読まなかったのはなぜですか？[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③勉強・塾が忙しいから
④テレビ・DVDをみるから ⑤ゲームをするから ⑥友達と遊ぶから
⑦その他 ()

しつもん
質問5 あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか？

- ①自分の家 ②学校 ③図書館 ④その他 ()

しつもん
質問6 休み時間に学校の図書室に行きますか？

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

りめん こと
※裏面も教えてください

質問7 質問6で「④行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③委員会などが忙しいから
④友達と遊ぶから ⑤本は買って読むから ⑥その他（ ）

質問8 あなたは、町の図書館に行きますか？ ※授業で行くのは入れません。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

質問9 質問8で「④行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③勉強・塾が忙しいから
④テレビ・DVDをみるから ⑤ゲームをするから ⑥友達と遊ぶから
⑦本は買って読むから ⑧図書館が遠いから
⑨その他（ ）

質問10 あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか？

- ①買う ②学校で借りる ③友達から借りる ④町の図書館で借りる
⑤家にある本を読む ⑥その他（ ）

～・～ご協力ありがとうございました～・～

※ご回答いただいたアンケートは、10月6日（金）までに学校へ提出してください。

◇◇◇嵐山町子どもの読書に関するアンケート◇◇◇

知識の森嵐山町立図書館

○このアンケートは、嵐山町子ども読書推進計画策定にあたり実施するものです。
ご協力をお願いします。

_____中学校 _____年生 男・女
(学校名 学年 性別のみご記入してください。)

※あてはまるところに○をつけてください。

質問1 あなたは本を読むことが好きですか？

- ①すき ②どちらかといえば好き ③どちらかといえばきらい ④きらい

質問2 あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか？

- ①よくあった ②ときどきあった③ あまりなかった ④なかった

質問3 あなたは、9月に何冊本を読みましたか？

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

- ①0冊 ②1冊～2冊 ③3～5冊 ④6～9冊 ⑤10冊以上

質問4 質問3で、「0冊」を選らんだ人は、教えてください。読まなかったのはなぜですか？[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③勉強・塾が忙しいから
④テレビ・DVDをみるから ⑤ゲームをするから ⑥ケータイ・スマホをするから
⑦友だちと遊ぶから ⑧その他()

質問5 あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか？

- ①自分の家 ②学校 ③図書館 ④その他()

質問6 休み時間に学校の図書室に行きますか？

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

※裏面も教えてください

質問7 質問6で「行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？

[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③委員会や部活動で忙しいから
④友だちと遊ぶから ⑤本は買って読むから ⑥その他（ ）

質問8 あなたは、町の図書館に行きますか？ ※授業で行くのは入れません。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

質問9 質問8で「行かない」を選んだ人は、教えてください。行かないのはなぜですか？

[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③勉強・塾が忙しいから
④テレビ・DVDをみるから ⑤ゲームをするから ⑥ケータイ・スマホをするから
⑦友だちと遊ぶから ⑧本は買って読むから ⑨図書館が遠いから
⑩その他（ ）

質問10 あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか？

- ①買う ②学校で借りる ③友だちから借りる ④町の図書館で借りる
⑤家にある本を読む ⑥その他（ ）

～・～ご協力ありがとうございました～・～

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子供読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子供読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を

基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文

字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

嵐山町子ども読書活動推進計画

発行日 平成30年 4月

編集・発行 嵐山町教育委員会

制作 知識の森 嵐山町立図書館